

介護予防・日常生活支援総合事業費  
単位数サービスコード表  
(平成29年4月施行版)

平成 29年 4月

訪問型サービス(みなし)サービスコード表	1
訪問型サービス(独自)サービスコード表	2
通所型サービス(みなし)サービスコード表	3
通所型サービス(独自)サービスコード表	4
介護予防ケアマネジメントサービスコード表	5

[脚注]

### 1. 単位数算定記号の説明

+〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位

-〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位

×〇〇% ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100

〇〇%加算 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数 × 〇〇/100

### 2. 市町村が独自に設定する項目について

以下の項目については、市町村が規定する。

各項目の留意点は以下のとおり。

サービス	項目	留意点
訪問型サービス(独自) 通所型サービス(独自) 介護予防ケアマネジメント	合成単位数	国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。 単位数は数字5桁以内とする。
訪問型サービス(独自/定率) 訪問型サービス(独自/定額) 通所型サービス(独自/定率) 通所型サービス(独自/定額) その他の生活支援サービス	サービスコード	数字又は英字とする。 英字は大文字アルファベットのみであり、「I」、「O」、「Q」を除く。
	サービス内容略称	全角32文字以内とする。
	対象者	以下のいずれかとする。 (※サービス種類ごとに異なる。) ・事業対象者 ・要支援1 ・要支援2
	合成単位数	数字5桁以内とする。
	算定単位	以下のいずれかとする。 ・1回につき ・1日につき ・1月につき ・1週間につき

訪問型サービス(みなし)サービスコード表(みなし指定事業所:平成27年3月31日までに介護予防訪問介護の指定を受けていた事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A1	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅰ)	1,168	1月につき	
A1	1113	訪問型サービスⅠ・初任		1,168単位 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818
A1	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		1,051
A1	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合 ×70%		736
A1	2111	訪問型サービスⅠ日割	38単位	38	1日につき	
A1	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		27
A1	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		34
A1	2115	訪問型サービスⅠ日割・同一・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		24
A1	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅱ)	2,335	1月につき	
A1	1213	訪問型サービスⅡ・初任		2,335単位 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,635
A1	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		2,102
A1	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,472
A1	2211	訪問型サービスⅡ日割	77単位	77	1日につき	
A1	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		54
A1	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		69
A1	2215	訪問型サービスⅡ日割・同一・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		49
A1	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅲ)	3,704	1月につき	
A1	1323	訪問型サービスⅢ・初任		3,704単位 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,593
A1	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		3,334
A1	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,334
A1	2321	訪問型サービスⅢ日割	122単位	122	1日につき	
A1	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		85
A1	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		110
A1	2325	訪問型サービスⅢ日割・同一・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		77
A1	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅳ)	266	1回につき	
A1	2413	訪問型サービスⅣ・初任		266単位 ※1月の中で全部で4回まで 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		186
A1	2414	訪問型サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		239
A1	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		167
A1	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅴ)	270	1回につき	
A1	2513	訪問型サービスⅤ・初任		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		189
A1	2514	訪問型サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		243
A1	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		170
A1	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(みなし) (Ⅵ)	285	1回につき	
A1	2623	訪問型サービスⅥ・初任		事業対象者・要支援1・要支援2(週2回を超える程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		200
A1	2624	訪問型サービスⅥ・同一		285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		257
A1	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		180
A1	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(みなし) (短時間サービス)	165	1回につき	
A1	1413	訪問型短時間サービス・初任		事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度) 介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		116
A1	1414	訪問型短時間サービス・同一		165単位 ※1月につき22回まで 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%		149
A1	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		104
A1	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算	1月につき	
A1	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算	1日につき	
A1	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算	1回につき	
A1	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算	1月につき	
A1	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算	1日につき	
A1	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算	1回につき	
A1	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算	1月につき	
A1	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の5%加算	1日につき	
A1	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の5%加算	1回につき	
A1	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200	
A1	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100	
A1	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算		
A1	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算		
A1	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算		
A1	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の90% 加算		
A1	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の80% 加算	1月につき	

網掛け部分のコードは東近江市では使用しません。  
(東近江市では月割算定を採用)

訪問型サービス(独自)サービスコード表(新規事業所:平成27年4月1日以降に開設した事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目		算定項目	算定項目			
A2	1111	訪問型サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	1,168	1月につき	
A2	1113	訪問型サービスⅠ・初任		1,168単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		818
A2	1114	訪問型サービスⅠ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	1,051		
A2	1115	訪問型サービスⅠ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	736		
A2	2111	訪問型サービスⅠ日割	イ 訪問型サービス費(独自) (Ⅰ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	38	1日につき	
A2	2113	訪問型サービスⅠ日割・初任		38単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		27
A2	2114	訪問型サービスⅠ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	34		
A2	2115	訪問型サービスⅠ日割・同一・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	24		
A2	1211	訪問型サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	2,335	1月につき	
A2	1213	訪問型サービスⅡ・初任		2,335単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		1,635
A2	1214	訪問型サービスⅡ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	2,102		
A2	1215	訪問型サービスⅡ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	1,472		
A2	2211	訪問型サービスⅡ日割	ロ 訪問型サービス費(独自) (Ⅱ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	77	1日につき	
A2	2213	訪問型サービスⅡ日割・初任		77単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		54
A2	2214	訪問型サービスⅡ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	69		
A2	2215	訪問型サービスⅡ日割・同一・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	49		
A2	1321	訪問型サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	3,704	1月につき	
A2	1323	訪問型サービスⅢ・初任		3,704単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		2,593
A2	1324	訪問型サービスⅢ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	3,334		
A2	1325	訪問型サービスⅢ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	2,334		
A2	2321	訪問型サービスⅢ日割	ハ 訪問型サービス費(独自) (Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	122	1日につき	
A2	2323	訪問型サービスⅢ日割・初任		122単位	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		85
A2	2324	訪問型サービスⅢ日割・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	110		
A2	2325	訪問型サービスⅢ日割・同一・初任		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	77		
A2	2411	訪問型サービスⅣ	ニ 訪問型サービス費(独自) (Ⅳ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	266	1回につき	
A2	2413	訪問型サービスⅣ・初任		266単位 ※1月の中で全部で4回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		186
A2	2414	訪問型サービスⅣ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	239		
A2	2415	訪問型サービスⅣ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	167		
A2	2511	訪問型サービスⅤ	ホ 訪問型サービス費(独自) (Ⅴ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回程度)	270	1回につき	
A2	2513	訪問型サービスⅤ・初任		270単位 ※1月の中で全部で5回から9回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		189
A2	2514	訪問型サービスⅤ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	243		
A2	2515	訪問型サービスⅤ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	170		
A2	2621	訪問型サービスⅥ	ヘ 訪問型サービス費(独自) (Ⅵ)	事業対象者・要支援1・要支援2(週2回を超える程度)	285	1回につき	
A2	2623	訪問型サービスⅥ・初任		285単位 ※1月の中で全部で9回から12回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		200
A2	2624	訪問型サービスⅥ・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	257		
A2	2625	訪問型サービスⅥ・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	180		
A2	1411	訪問型短時間サービス	ト 訪問型サービス費(独自) (短時間サービス)	事業対象者・要支援1・要支援2(週1回程度)	165	1回につき	
A2	1413	訪問型短時間サービス・初任		165単位 ※1月につき22回まで	介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%		116
A2	1414	訪問型短時間サービス・同一		事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90%	149		
A2	1415	訪問型短時間サービス・初任・同一		介護職員初任者研修課程を修了したサービス提供責任者を配置している場合×70%	104		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算		1月につき	
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割		所定単位数の 15%加算		1日につき	
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数		所定単位数の 15%加算		1回につき	
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算		1月につき	
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10%加算		1日につき	
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10%加算		1回につき	
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等提供加算日割		所定単位数の 5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	チ 初回加算	200単位加算	200		
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上加算	リ 生活機能向上連携加算	100単位加算	100		
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ	又 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 所定単位数の137/1000 加算			
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 所定単位数の100/1000 加算			
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の55/1000 加算			
A2	6273	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3)で算定した単位数の 90% 加算			
A2	6275	訪問型サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3)で算定した単位数の 80% 加算		1月につき	

網掛け部分のコードは東近江市では使用しません。  
(東近江市では月割算定を採用)

通所型サービス(みなし)サービスコード表(みなし指定事業所:平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業所)

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位	
A5 1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき	
A5 1112	通所型サービス1日割			54単位			54
A5 1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき	
A5 1122	通所型サービス2日割			111単位			111
A5 1113	通所型サービス1回数	事業対象者・要支援1	※1月の中	378単位	378	1回につき	
A5 1123	通所型サービス2回数	事業対象者・要支援2	※1月の中	389単位			389
A5 8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき	
A5 8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき	
A5 8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき	
A5 6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき	
A5 6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376		
A5 6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752		
A5 5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100		
A5 5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225		
A5 5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150		
A5 5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150		
A5 5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480	
A5 5007	通所型複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480	
A5 5008	通所型複数サービス実施加算 I 3		栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480		
A5 5009	通所型複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700	
A5 5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120		
A5 6107	通所型サービス提供体制強化加算 I 11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72	
A5 6108	通所型サービス提供体制強化加算 I 12			事業対象者・要支援2	144単位加算	144	
A5 6101	通所型サービス提供体制強化加算 I 21		(1)サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48	
A5 6102	通所型サービス提供体制強化加算 I 22			事業対象者・要支援2	96単位加算	96	
A5 6103	通所型サービス提供体制強化加算 II 1		(1)サービス提供体制強化加算(I)ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24	
A5 6104	通所型サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48	
A5 6100	通所型サービス処遇改善加算 I		リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/100 加算		
A5 6110	通所型サービス処遇改善加算 II		(2)介護職員処遇改善加算(II)		所定単位数の43/1000 加算		
A5 6111	通所型サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の23/1000 加算			
A5 6113	通所型サービス処遇改善加算 IV	(4)介護職員処遇改善加算(IV)		(3)で算定した単位数の 90% 加算			
A5 6115	通所型サービス処遇改善加算 V	(5)介護職員処遇改善加算(V)		(3)で算定した単位数の 80% 加算			

網掛け部分のコードは東近江市では使用しません。  
(東近江市では月割算定を採用)

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
A5 8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153		
A5 8002	通所型サービス1日割・定超			54単位			38	
A5 8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364		
A5 8012	通所型サービス2日割・定超			111単位			78	
A5 8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		378単位		265
A5 8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		389単位	272	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定単位		
A5 9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,153		
A5 9002	通所型サービス1日割・人欠			54単位			38	
A5 9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364		
A5 9012	通所型サービス2日割・人欠			111単位			78	
A5 9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		378単位		265
A5 9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		389単位	272	

通所型サービス(独自)サービスコード表(新規事業所:平成27年4月1日以降に開設した事業所)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型サービス1	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	1,647	1月につき
A6	1112	通所型サービス1日割		事業対象者・要支援1	54単位	54	1日につき
A6	1121	通所型サービス2		事業対象者・要支援2	3,377単位	3,377	1月につき
A6	1122	通所型サービス2日割		事業対象者・要支援2	111単位	111	1日につき
A6	1113	通所型サービス1回数	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	378単位	378	1回につき
A6	1123	通所型サービス2回数	事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで	389単位	389	1回につき
A6	8110	通所型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A6	8111	通所型サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A6	8112	通所型サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の 5% 加算		1回につき
A6	6109	通所型サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	1月につき
A6	6105	通所型サービス同一建物減算1	事業所と同一の建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(みなし)を行う場合	事業対象者・要支援1	376単位減算	-376	
A6	6106	通所型サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752単位減算	-752	
A6	5010	通所型生活向上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100単位加算	100	
A6	5002	通所型サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225単位加算	225	
A6	5003	通所型サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150単位加算	150	
A6	5004	通所型サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150単位加算	150	
A6	5006	通所型複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	(1)選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び栄養改善	480単位加算	480
A6	5007	通所型複数サービス実施加算 I 2			運動器機能向上及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5008	通所型複数サービス実施加算 I 3			栄養改善及び口腔機能向上	480単位加算	480
A6	5009	通所型複数サービス実施加算 II		(2)選択的サービス複数実施加算(II)	運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700単位加算	700
A6	5005	通所型サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120単位加算	120	
A6	6107	通所型サービス提供体制強化加算 I 11	チ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72単位加算	72
A6	6108	通所型サービス提供体制強化加算 I 12			事業対象者・要支援2	144単位加算	144
A6	6101	通所型サービス提供体制強化加算 I 21		(1)サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48単位加算	48
A6	6102	通所型サービス提供体制強化加算 I 22			事業対象者・要支援2	96単位加算	96
A6	6103	通所型サービス提供体制強化加算 II 1		(1)サービス提供体制強化加算(I)ハ	事業対象者・要支援1	24単位加算	24
A6	6104	通所型サービス提供体制強化加算 II 2			事業対象者・要支援2	48単位加算	48
A6	6100	通所型サービス処遇改善加算 I		リ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の59/100 加算	
A6	6110	通所型サービス処遇改善加算 II			(2)介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の43/1000 加算	
A6	6111	通所型サービス処遇改善加算 III	(3)介護職員処遇改善加算(III)		所定単位数の23/1000 加算		
A6	6113	通所型サービス処遇改善加算 IV	(4)介護職員処遇改善加算(IV)		(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A6	6115	通所型サービス処遇改善加算 V	(5)介護職員処遇改善加算(V)		(3)で算定した単位数の 80% 加算		

網掛け部分のコードは東近江市では使用しません。  
(東近江市では月割算定を採用)

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A6	8001	通所型サービス1・定超	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	定員超過の場合 × 70%	1,153	1月につき	
A6	8002	通所型サービス1日割・定超		事業対象者・要支援1	54単位		38	1日につき	
A6	8011	通所型サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき	
A6	8012	通所型サービス2日割・定超		事業対象者・要支援2	111単位		78	1日につき	
A6	8003	通所型サービス1回数・定超		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		378単位	265	1回につき
A6	8013	通所型サービス2回数・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		389単位	272	1回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位			
種類	項目								
A6	9001	通所型サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(みなし)	事業対象者・要支援1	1,647単位	看護・介護職員が 欠員の場合 × 70%	1,153	1月につき	
A6	9002	通所型サービス1日割・人欠		事業対象者・要支援1	54単位		38	1日につき	
A6	9011	通所型サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,377単位		2,364	1月につき	
A6	9012	通所型サービス2日割・人欠		事業対象者・要支援2	111単位		78	1日につき	
A6	9003	通所型サービス1回数・人欠		事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで		378単位	265	1回につき
A6	9013	通所型サービス2回数・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で5回から8回まで		389単位	272	1回につき

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	430単位	430	1月につき
AF	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算	300単位	300	
AF	6131	介護予防ケア小規模多機能連携加算	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位	300	

※合成単位数については、国が規定する単位数を上限として、市町村が規定する。

○介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコードの件数(平成29年4月)

サービス種類	サービスコード 件数
A1:訪問型サービス(みなし)	55
A2:訪問型サービス(独自)	55
A3:訪問型サービス(独自/定率)	0
A4:訪問型サービス(独自/定額)	0
A5:通所型サービス(みなし)	43
A6:通所型サービス(独自)	43
A7:通所型サービス(独自/定率)	0
A8:通所型サービス(独自/定額)	0
A9:その他の生活支援サービス(配食/定率)	0
AA:その他の生活支援サービス(配食/定額)	0
AB:その他の生活支援サービス(見守り/定率)	0
AC:その他の生活支援サービス(見守り/定額)	0
AD:その他の生活支援サービス(その他/定率)	0
AE:その他の生活支援サービス(その他/定額)	0
AF:介護予防ケアマネジメント	3
	217